

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		高等職業訓練修了支援給付金の支給
根拠条例・規則等名		母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令
条 項		第 29 条、第 31 条の 9
所 管 部 課		子ども未来局子ども育成部子育て支援課（電話：048-829-1270）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	さいたま市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱による（別紙参照）
	設定等年月日	平成 1 9 年 4 月 1 日設定 令和 4 年 1 0 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	未設定 （事案ごとの裁量が大きく、調査等に時間を要するため、一律に標準処理期間を設定することが困難である。）
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		

さいたま市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を当該養成機関におけるカリキュラム修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している女子をいう。
- (2) 父子家庭の父 法第6条第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している男子をいう。
- (3) 児童 20歳に満たない者をいう。

(給付金の種類)

第3条 この要綱により支給する給付金（以下「給付金」という。）の種類は次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金（法第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）

(対象者)

第4条 給付金の対象者は、市内に住所を有する者であって、訓練促進給付金にあつては養成機関（通学制を原則とするが、養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合等、特にやむを得ない場合や、働きながら資格取得を目指す場合にも通信制の利用を可能なものとする。以下同じ。）において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金にあつては養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次に掲げる要件（以下「支給要件」という。）の全てを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父とする。ただし、父子家庭の父については、平成25年4月1日以後に修業を開始した場合に限る。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に定める児童扶養手当の支給を受けていること又は同等の所得水準にあること。ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。
- (2) 養成機関において、1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。ただし、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに養成機関において修業を開始する場合には、6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること。
- (4) 給付金について、原則としてそれぞれ同一の支給を受けたことがないこと。
- (5) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法（昭和49年法律第116号）

第24条に定める訓練延長給付その他の本事業と趣旨を同じくする給付を受けていないこと。

(対象資格)

第5条 この事業の対象資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師、第3条に規定する助産師、第5条に規定する看護師及び同法第6条に規定する准看護師
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項に規定する社会福祉士及び第2条第2項に規定する介護福祉士
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士
- (4) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第2条第3項に規定する理学療法士及び同条第4項に規定する作業療法士
- (5) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第2条第1項に規定する歯科衛生士
- (6) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する臨床検査技師
- (7) 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第2条に規定する精神保健福祉士
- (8) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師
- (9) 美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第2項に規定する美容師
- (10) 製菓衛生士法（昭和41年法律第115号）第2条に規定する製菓衛生士
- (11) 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師
- (12) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条に規定する教育職員
- (13) 理容師法（昭和22年12月24日法律第234号）第1条の2に規定する理容師
- (14) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する二級建築士
- (15) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第2条に規定する歯科技工士
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が就職を容易にするために必要な資格として認めるもの

2 前項の規定のほか、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、対象資格を6か月以上のカリキュラムが予定されているもので、次に掲げる資格や講座も対象とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座
ただし、情報関係の資格や講座とする。
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が地域の実情に応じて就職を容易にするために必要な資格として認めるもの

(支給期間等)

第6条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間（以下「支給対象期間」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 支給対象期間は、上記第4条の対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。

- (2) 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合など、引き続き養成機関で修業して資格取得を目指す場合には、通算48月を超えない範囲で支給するものとする。
- (3) 訓練促進給付金は、月を単位とし、原則として支給申請のあった日の属する月分から支給すべき事由が消滅した日の属する月分までを支給するものとする。
- (4) 第1号の規定にかかわらず、他の都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村において訓練促進給付金の支給を受けて修業をしている途中で本市に転入してきた場合は、支給対象期間から既に当該訓練促進給付金の支給を受けた月数を除いた月数を支給対象期間とする。
- (5) 夏期休暇等年間カリキュラムに組み込まれている事由以外により、月の初日から末日までの間に1日も出席しなかった月がある場合は、当該月については支給の対象としない。ただし、訓練促進給付金の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときは、この限りでない。
- (6) 訓練促進給付金の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときの取扱いについては、次のとおりとする。

ア 訓練促進給付金の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときは、その休学を始めた日の属する月の翌月（休学を始めた日が月の初日の場合は、その日の属する月）から、復学の日の属する月の前月（復学の日が月の末日である場合は、その日の属する月）までの間については、支給の対象としない。

イ 休学した者が復学した場合には、受給資格等の支給要件を確認の上、訓練促進給付金の支給を再開することができる。この場合において、休学により訓練促進給付金を支給しなかった期間は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第28条第4項の規定に定める「修業する期間」に含めないものとする。

- (7) 訓練促進給付金の支給期間を48月とすることができる者は、資格取得のために4年以上の課程で修業する者とする。

2 修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

なお、訓練促進給付金を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

（支給額）

第7条 訓練促進給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

- (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項の規定による扶養義務者で当該対象者と生計を同じくする者を含む。以下同じ。）が支給対象月の属する年度（支給対象月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が十二月未満であるときは、当該期間）については、

月額14万円。)

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額7万500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月(令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が十二月未満であるときは、当該期間)については、月額11万500円。)

2 修了支援給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円

(2) 前号に掲げる者以外の者 2万5000円

(事前相談等)

第8条 給付金の支給を受けようとする者(以下「受給希望者」という。)は、給付金の申請前に、市長に対し、給付金に関する相談(以下「事前相談」という。)の申込みを行うものとする。

2 前項に規定する事前相談は、当該受給希望者に係る支給要件の確認、支給対象期間及び支給申請時期の確定、養成機関における資格の取得への意欲や能力、生活状況を含めた対象資格の取得見込み等を的確に把握し、その他給付金の支給に関し必要な事項の確認を行うものとする。

(支給の申請)

第9条 給付金の支給申請を行う受給希望者(以下「申請者」という。)は、高等職業訓練促進給付金等支給申請書(様式第1号。以下「支給申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うものとする。

2 訓練促進給付金の支給申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市の保有する公簿その他の資料で確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本

(2) 申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し

(3) 申請者の児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合にあつては、前々年。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村民長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村民長の証明書を含む。)

(4) 第7条第1項第1号に掲げる者にあつては、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書又はその他同号に掲げる者に該当することを証明する書類

(5) 養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 修了支援給付金の支給申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市の保有する公簿その他の資料で確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本(修業開始日及び修了日における状

況を証明できるものに限る。)

- (2) 申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票(修了日における状況を証明できるものに限る。)
- (3) 申請者の児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)(修業開始日の属する年の前年(修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。)及び修了日の属する年の前年(修了日の属する月が1月から7月の場合にあっては、前々年。)の状況を証明できるものに限る。)
- (4) 第7条第2項第1号に掲げる者にあっては、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書及びその他同号に掲げる者に該当することを証明する書類(修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度とする。)の状況を証明できるものに限る。)
- (5) 修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類

4 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内に行ななければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(支給決定)

第10条 市長は、支給申請書を受領したときには、支給要件に該当するか否かを審査し、速やかに支給の可否を決定し、その内容を高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書(様式第2号)又は高等職業訓練促進給付金等不支給決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(訓練促進給付金請求)

第11条 訓練促進給付金の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、月々に訓練促進給付金を受給するに当たり、それぞれ翌月の10日までに、高等職業訓練促進給付金出席状況報告書(様式第4号)及び高等職業訓練促進給付金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。この場合において、訓練促進給付金の支給決定日が支給申請を行った月の翌月となるときは、支給開始月分の請求に限り、翌月の20日までに提出すればよいものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(修業期間中の受給者の状況の確認等)

第12条 市長は、受給者が養成機関に在籍していることを確認するため、受給者又は養成機関に対し、定期的に出席状況に関する報告及び単位取得証明書等の提出を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、訓練促進給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する求めに対して、受給者が正当な理由なく応じないときは、受給者がその求めに応じるまでの間、その支給を停止することができる。

3 受給者は、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、市内に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったときは、高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届(様式第6号。以下「資格喪失届」という。)を14日以内に市長に届け

出なければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

4 市長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときには、支給を停止し、高等職業訓練促進給付金支給停止通知書（様式第7号）により当該受給者に通知するものとする。

5 市長は、受給者が次の各号の一つに該当すると認めたときは、当該受給者につき資格要件に該当しなくなったとみなすことができる。

(1) 受給者が正当な理由なく過去12月の間に単位を1単位以上取得していない等、修業の実態がないとき。

(2) その他市長が、当該受給者につき資格要件に該当しないと認めるとき。

6 受給者は、受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき又は同一の世帯に属する者に異動があったとき、受給者が養成機関を休学したことにより受給資格を停止するときその他、支給決定の内容に変更が生じたときは、14日以内に高等職業訓練促進給付金変更届（様式第8号。以下「変更届」という。）により市長に届出なければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合又は市の保有する公簿その他の資料で確認することができる場合は、この限りでない。

7 市長は、前項の受給者による変更届の提出又は市の保有する公簿その他の資料により支給要件の変更を確認したときは、内容を審査し、支給額の変更の決定を行った場合には高等職業訓練促進給付金支給変更通知書（様式第9号）により受給者に通知するものとする。

8 前項による支給額の変更の効力は、遡及しないものとする。

（修了の報告）

第13条 受給者は、訓練を修了したときには、高等職業訓練修了報告書（様式第10号。以下「修了報告書」という。）を修了日から30日以内に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 受給者は、修了報告書の提出に際し、養成機関の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、訓練の修了を認定する修了証明書を添付しなければならない。

（訓練促進給付金の返還）

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、支給額の全部又は一部を返還させることができる。

（台帳等の整備）

第15条 市長は、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給状況を明らかにしておくために、高等職業訓練促進給付金等事業台帳（様式第11号）を整備するほか、その他関係書類の適正な管理に努めなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。ただし、平成20年3月31日以前に養成機

関において修業を開始した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後のさいたま市母子家庭高等技能訓練促進費等事業実施要綱第8条の規定は、平成21年6月分以後の訓練促進費について適用し、平成21年5月分までの訓練促進費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年10月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に対象資格を取得するための修業を開始しており、かつ、訓練促進費の支給申請を行っていない者（以下「未申請者」という。）に係る支給対象期間は、この要綱による改正後のさいたま市母子家庭高等技能訓練促進費等事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）第7条第1項の規定にかかわらず、平成21年10月分から修了日の属する月までとする。

3 前項の場合において、未申請者に係る平成21年10月分の訓練促進費の申請期限及び請求期限は、改正後の要綱第7条第1項及び第12条の規定にかかわらず、同年11月末日までとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年7月以前の請求に係る訓練促進費の額及び同月31日以前の修了日に係る一時金の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度における父子家庭の父に係る高等技能訓練促進費の支給については、平成25年9月30日までの間において申請があった場合には、この要綱による改正後のさいたま市ひとり親家庭等高等技能訓練促進費等事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）第6条第2号の規定にかかわらず、改正後の要綱第4条の対象者に該当するに至った日の属する月以降の各月において支給できるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に修業を開始し（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。）、平成28年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間を修業する期間に相当する期間（その期間が36月を超えるときは、36月）を超えない期間とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月3日から施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年8月21日から施行する。ただし、第7条、第9条第2項及び同条第3項の規定は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月2日から施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月28日から施行し、同年4月1日より適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の施行の際、改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなすことができるとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年8月23日から施行し、同年4月1日より適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の施行の際、改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなすことができるとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月20日から施行し、令和元年7月1日より適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の施行の際、改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなすことができるとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月6日から施行し、4月1日から適用する。
- 2 第4条第1項第1号のただし以下の規定は、令和3年3月1日から適用する。
- 3 令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の者についても、通算4月8月を越えない範囲で支給するものとする。

(経過措置)

- 4 改正後の要綱の施行の際、改正前の様式によるものは、改正後の様式によるものとみなすことができるとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行し、同年8月1日より適用する。
- 2 第4条第1項第2号に規定するただし以下、及び第5条第2項並びに第7条第1項第1号及び第2号に規定する括弧内「令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が十二月未満であるときは、当該期間」は、令和3年4月23日から適用する。

(経過措置)

- 3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに第5条第2項の規定に定める資格又は講座の修業を開始する場合において、令和3年度に訓練促進給付金の支給申請があったものについては、第6条第1項第3号に定める規定にかかわらず、修業開始日の属する月分から支給するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年6月9日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年9月13日から施行し、令和4年10月1日より適用する。